

○豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例

別表第4(第2条関係)

豊栄のさと使用料

施設の名称	使用区分					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
文化ホール(1回につき)	6,000円	8,000円	8,000円	14,000円	16,000円	22,000円
楽屋1(1回につき)	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
楽屋2(1回につき)	300円	300円	300円	600円	600円	900円
ホワイエ(1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
会議室(1・2・3)(1室、1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
栄養指導室(調理実習室)(1回につき)	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円
研修室(1回につき)	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円
和室(1・2・3・4)(1室、1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
工作室(1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
サークル室(1回につき)	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
浴室(1回につき)	65歳以上 100円 小学生以上 65歳未満 200円 小学生未満 無料					

備考

- 1 浴室の使用を除き、町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は、使用料の5割を加算する。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の5割を加算する。ただし、町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は使用料の10割を加算する。
- 3 付帯設備、備品を使用するときは、別に定める額を加算する。
- 4 音響、照明の派遣要員およびピアノの調律を希望される場合、特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収する。
- 5 入場料、その他これに類するものについて、1人当たり1,000円以上を徴収する場合または営利を目的とする場合の使用については、使用料の5割に相当する額を加算する。

- 6 文化ホールの舞台のみ使用する場合、使用料の5割とする。
- 7 使用区分は午前(8時30分から12時30分まで)、午後(13時から17時まで)、夜間(17時30分から21時30分まで)、午前・午後(8時30分から17時まで)、午後・夜間(13時から21時30分まで)、全日(8時30分から21時30分まで)とする。

別表第5(第2条関係)

ホールの用途別付帯設備・備品の使用料

区分 内容	照明設備一式	音響設備一式 (音響反射板を除く)	音響反射板 設備一式	映写設備一式	舞台設備一式	その他備品一式	ピアノ他
使用料(1回につき)	3,000円	3,000円	5,000円	2,000円	3,000円	2,000円	ピアノ 2,000円 電子オルガン 500円

備考

- 1 町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は、使用料の5割を加算する。
- 2 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この表に掲げる使用料の5割を加算する。
 - (1) 営利を目的として使用するとき。
 - (2) 営利を目的としないで使用するときで、入場料その他これに類するものを1人当たり1,000円以上を徴収するとき。
- 3 上記の使用料は午前、午後、夜間の区分毎の料金である。
- 4 舞台関係人件費、ピアノ調律料および消耗品等は、実費相当額を徴収する。